

第2回 議員定数等議会活性化特別委員会 記録

令和7年12月23日（火）
13時00分～14時41分
全員協議会室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長

今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員

【議長団】瀧谷議長

【事務局】下間局長、濱見書記

議題

1 今後の検討項目について

(1) 次期改選期における議員定数等の在り方

- ①議員定数の適正化
- ②その他

(2) 政策立案等をはじめとする議会活性化に係る事項

- ①議会改革推進特別委員会からの申し送り
- ②ハラスメントの防止に関する取組
- ③その他

2 その他

○次回開催 1月 19日（月） 10時00分 場所 全員協議会室

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 00 分 開議]

○川神委員長

定刻となったため、ただいまから第2回議員定数等議会活性化特別委員会を開会する。

先般の第1回会議で私が委員長、佐々木議員が副委員長に選任された。本特別委員会が目的を達成するまでの間、委員各位の活発な意見を基に、一つの議会としての形を出していきたいと考えるので、よろしくお願ひする。

本日の議題は、事前に配信したとおり、「今後の検討項目について」と「その他」の大きく2点である。

本日の委員会は第2回目といつても、実質的には第1回目となる。

まず各委員に諮りたいのは、今後の検討項目についてである。「次期改選期における議員定数等の在り方」「政策立案等をはじめとする議会活性化に係る事項（議会改革推進特別委員会からの申し送り）」、そして各会派から提案のある「ハラスメントの防止に関する取組」の、細目を入れると大きく3点の切り口があると考えている。

本日は、これら検討項目を確定し、それぞれについてどのようなスケジュール感で進めていくのかについて、正副委員長で話した思いも伝え、各委員から意見をもらい、今後どのような切り口で、どのようなスケジュール感で進めていくのかという共通認識を持ちたいと考えるので、よろしくお願ひする。

その後はその他として、必要に応じて各委員から議題があれば承りたい。

まずはそのような形で進めていきたいと思うが良いか。

(「異議なし」という声あり)

1 今後の検討項目について

○川神委員長

1点目に「次期改選期における議員定数等の在り方」、2点目に「政策立案等をはじめとする議会活性化に係る事項」の中の「議会改革推進特別委員会からの申し送り」、3点目に「ハラスメントの防止に関する取組」として議会としてどう取り組むのか、本特別委員会の中で議論し、最終的にどのような形にするかというたたき台まで話ができるれば良いと考える。この3点の切り口でまずは進めていきたいと思うが、これに異論はないか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、この3点について議論しながら結論を求めていきたい。

それぞれのスケジュール感について、私から少し話をさせてもらう。その後に、1点ずつ各委員から改めて意見を伺いたい。

1点目の「次期改選期における議員定数等の在り方」に関してである。ご存じのように前回は議論をした結果、定数は現状維持となり、現在の22名で選挙が行われた。

その際、今回の選挙において定数より立候補者が1名のみ多い状況で、結構多くの市民から「定数は適正なのか」「もう少しコンパクトにしてはどうか」という様々な意見が私の方にも届いている。

定数については、これまで改選期の1年程度前に議論をして、おおむねの方向を決めるのが今までの慣例であった。ただ今回は、1年程度前になってから議論を始めるのでは問題があると感じている。

以前は、地域井戸端会などで意見も聞いていくという話があったが、コロナ禍の影響を受けた。情報が不足していたが、議論を早く始めても良いと考えるし、今そういう話があるなら、議会広報広聴委員会で地域井戸端会がどのように開かれるかはまだ正式には聞いていないが、そういう機会に触れていくと思うと、既に我々も在り方について議論を始めても良いのではないかと思っている。

スケジュール感としては、今即決断することは厳しいため、折り返し地点である2年程度前を目安に、その時点で次の立候補者に対してきちんとした情報が出せれば良いという感覚を持っている。

まず定数に関しては、いろいろな切り口を検討したり、いろいろなケースを想定したりして話をし、市民からの意見も聞く。そういう中で、最終的な結論を得るのは2年程度前というのが一つの形として良いのではないかということを、副委員長とも話をしている。これが1点目の「次期改選期における議員定数等の在り方」のスケジュール感である。

2点目の「議会改革推進特別委員会からの申し送り」についてである。資料は配信しているので目を通していることと思う。

これは中身が非常に重たい内容になる。この検証方法が本当に妥当なのか、またこの検証方法を使うときに議会全体の理解を得ながら行うということなので、もう少しコンパクトにした方が良いのか、どこでどのような周知をするのかといったことも含めて、申し送りの中の検証はとても大事なことだと思っている。これに関して、手法を会派で話をしていただき、意見を拾い上げていく必要があると思っている。

これは大変重たい問題でもあるので、スケジュール感としては、今任期の4年間続く可能性もあり、設置期間を目一杯使いきちんとした検証をしていければ良いと考えている。

3点目の「ハラスメントの防止に関する取組」に関してである。ご存じのように来年の10月を目途に、国がカスタマーハラスメントに関して、条例化や対策の強化を求めてている。現在、執行部もその準備にかかっていると思うが、今回各会派からも話をいただいているのは、議員独自のハラスメント、いわゆる内部ハラスメント、議員間同士や職員と議員といったところを対象にしている。

これも会派からの提案で、せっかくカスタマーハラスメントと内部のハラスメントという大事な問題であるので、相互に連携しながら同じ方向を向いて取り組むことができないのかという提案も受けている。

各委員の意見を聞きながら、包括的にやるのが効果的なのか、あくまでも議会の

立場として内部ハラスメントの防止を強化するのか、各委員や会派からの意見を吸い上げてきっちりやっていきたいと思う。もし執行部と連携しながらやる場合は、スケジュール感としては来年の10月が一つの目安になると思うので、それまでに精力的に動くことが考えられる。

以上、3点について、どのぐらいの期間の中で議論しながら一定の方向を見いだす話をさせてもらった。

それぞれ課題もたくさんあるが、当然変動はあるが、一つ一つの取組期間について、各委員の共通認識を持つことが望ましいのではないかと思う。

この3点に関して、どのような形で進むのかということに関して、一人ずつ意見を伺いたい。会派に持ち帰って議論もあるうかと思うが、今現在、特別委員会に出席している各委員の考えを聞いておきたい。順にお願いする。

○芦谷委員

議員定数の在り方について、これは後半の議論になると思うが、やはり議会の魅力や関心、市民の政治参加、こういったことを積み重ねる中で議会の関心を高めるということと、合わせてこの浜田市にふさわしい議員定数の在り方を検討することになるかなと思っている。

2点目の議会活性化について、先般の特別委員会からの申し送りなどもあるが、やはり考えいかなければいけないのは、市議会の場合には二元代表制の一元と言ひながら、その一元というのがまとまりに欠けており、どうしても政治的なことに奔走し、市のために何とか施策を前へ進めるといったことも本来市議会が果たすべき機能が少し薄かったと思っている。議会活性化については、本当に議会として機能するような、議員の合意づくりも含めて進める必要があると思っている。

3点目のハラスメントについては、今ニュースなどでも問題が出ているが、どこの職場でも、執行部の中でも、対議会に対しても噴出している。浜田もその例に漏れずそういう状況にあるので、執行部とともに、場合によっては職員のアンケートや意見を聞くなど、ぜひとも踏み込んで、もう少し市政に軸足を置いたような形で、ハラスメントに関する条例などを検討したいと思っている。

○西田清久委員

議員定数は、これまで終わりの1年程度前で決めるのが当たり前のような感じがしていたが、やはり今回の状況や話を聞くと、ある程度早めに、2年前ぐらいまでには議員定数がはっきりした方が、立候補しやすい環境面でも良いのではないかと思う。遅くとも2年の間にじっくりというところで、この1年は議会広報広聴委員会の地域井戸端会等々で出掛けることがあるから、より多くの市民に情報提供し、いろいろな情報を集めながら、1年を目途とし、最終的には2年の間にはきちんと仕上げておけば良い気がする。

議会活性化については、これまでの議会改革推進特別委員会の申し送りも含めて、これは引き続き、まだまだいろいろなテーマが出てくると思うが、今出ている部分も含めて肅々とやっていくべきだと思っている。

ハラスメントに関しては、先進事例もあるので、一度どこかで視察も含めて新たな情報収集もし、特別委員会として一緒に取り組んでいくべきである。早い段階で、できるだけ勢いをつけてやっていくスケジュールが良いと思っている。

○足立委員

議員定数の適正化のところは、個人的なことを言うとこの1年でまとめたいという思いはあるが、冒頭委員長が言わされたように、やはり2年しっかり議論をし、ほかとの比較もしながら、市民の声を聞くのももちろん大切で、やはり前回24人から22人とした時の根拠というものがあっただろうし、今回増やすのか減らすのかというところの根拠もしっかりと詰めていきながら議論をしていくと、やはり2年ぐらいはかかると思っている。

議会改革に関しては、これは終わりなき改革でもあるし、その上で次に活性化という点について、各委員としっかりと議論を交わしていきたいと思っている。

ハラスメントに関しては、これは執行部の動きもあるので、来年の10月というのが執行部側の一つの目安にされるところであるため、それに合わせて議会も動くことが一番望ましいのではないかと思う。事務負担の軽減ということからも考えた時には、後から議会が追い付くよりも、特にパワハラの部分に関して言うと、ぜひ執行部のところに合わせて、議会からも条例制定に向けて動き出せるのが一番理想的かなと思うが、また皆さんとしっかりと議論したいと思う。

○今田委員

まず議員定数に関しては、一番新人である私たちが市民感覚に近い意見を持っていると思うので、しっかりと伝えながら、申し送り事項にもある多様な人材が議員に立候補しやすいというところも含めて考えていかなければいけないと思っている。減らすことと多様な人材が議員に立候補しやすい環境とは相反するところではある。やはり2年ぐらいのスケジュール感を持って、市民にしっかりと説明をして、こういう思いでこういうふうな議員定数にしたという説明が必要と思っている。最終的に改選の時に、後出しじやんけんにならないような形が一番望まれると思う。

改革についても、申し送り事項も踏まえながら、一つ一つ改革できるところを探しながら、長期的に各委員と議論できたらと思っている。

ハラスメントに関しては、だんだんこの特別委員会のやることが見えてくると思うので、本当にハラスメント等特別委員会をほかに立ち上げなければいけないのかという議論も同時に進めていかないといけないと思う。そうしないと多分10月には間に合わないと思うので、そちらも含めて各委員と議論できたらと思っている。

○遠藤委員

議員定数や多様な人材の確保について、高齢者が立候補した場合の任期中の健康面や資質への懸念などもあり、規制が難しい側面もある。定数削減と多様な人材確保の両立は困難であり、立候補のハードルが上がり手不足につながる。申し送りにはなかつたが、議員報酬の増減についても深く切り込んで議論し、提言する必要がある。今回の選挙で落選した候補者の厳しい生活状況も見聞きしており、定数の適正

化や議員としての在り方など関わる問題が多岐にわたるため、委員長の発言どおり、時間をかけて精査すべきである。多様な人材確保という理想を追求する上で、議員側からの提案や執行部からの意見も踏まえながら進めていきたい。

ハラスメント防止については、スピードに取り組む必要がある。誰を守るために防止策かを精査されているとは思うが、全ての人が関わる可能性があることを自覚して取り組みたい。来年10月までとなると逆算して早めに政策を考えなければならず、忙しいスケジュールになると感じる。

○笹田委員

ハラスメントを最優先、最重要課題としてやるべきだと考えている。足立委員も今田委員も遠藤委員も言われたが、10月である程度目途が立たないと、条例を制定するのもちょっと厳しいと思うので、執行部と足並みそろえてやるのであれば、最重要課題として取り組むべきだと考えている。

議員定数に関しては、私2回とも特別委員会の委員であった。いろいろな観点から議員定数を議論したが、かなり時間がかかるので、個人的には遅くとも改選の1年前、さきほど委員長、副委員長からは2年前とあったが、じっくり協議しても良いかと考えている。

あと議会改革推進特別委員会からの申し送りだが、これ、議会改革の延長ということで、今回基本条例の見直しもあったが、その運用に関してもおそらく今特別委員会で議論しないといけないことが出てくると思うので、結構いろいろな課題、重要な政策が変わるような題材もここで議論するようになると思う。これは都度議論する必要があると思っている。以上から、私としては、ハラスメント関係を最重要課題として取り組んでいきたいと考えている。

○佐々木副委員長

まず定数についてだが、昨日委員長との話の中でも、折り返し2年前を目途にと思っている。私も2回関わってきており、議論はすごくするのだが、結局は一本化することではなく、最後は本会議で反対討論をやるぐらい、結局決着がつかずに、この定数問題というのはこれまでやってきた経緯があって、その感覚がすごく残っている。裏返せばそれだけ定数についてはそれぞれ思いが強いということで、なかなか譲れないところがあるのだろうと思う。これは8年前など少し前の話なので、それ以降、いろいろな議会を取り巻く環境も変わっているので、以前のようなことにはならないかもしれないが、いずれにしても時間を費やす割にはなかなかそこに行き着かないで、果たして議論をどこまでどうやって、何を根拠に議論するかというのが非常に大きな課題だろうと思う。前回は委員会の人数とか、人口とか面積とか、類似団体とか、いろいろな根拠を示しながらやってきたが、私が一番思うのは、確かに委員会人数というのはある程度は必要なだろうが、議論をしていく人数がいればいるほど議論が進むということでもなくして、少人数でも意見を戦わせて一定の結論を出していくのが理想の姿かなと思う。要は議員一人一人が期数や経験にこだわらずしっかり精査して議論をしていく、これで定数を決めていくというのが大きなポイントというか自分の

中での思いであるので、そういうことを踏まえて議論をしていきたいと思っている。数はどうなるか分からぬが、一応2年前には出すべきと思う。

2点目の議会改革推進特別委員会の申し送りについては、私も前回委員であった。大きく3点あって、これまで議会が策定した条例、委員会の提言、要望など、これらの検証をどうするかを議論した。他市にあたってたたき台のようなものは出ているが、非常に複雑で、たたき台の文章を都度見ないと進めていけないような非常に複雑なものになっている。まず検証についてはもっと簡潔に、誰もが理解しやすいものにしていかないといけないということ。もう一つ、先ほど意見が出ていた多様な人材が立候補しやすいということもいろいろな視点でやっていかなくてはならないと思うが、身分の保障とか、そういうことをころまではなかなか難しいこともある。先ほど報酬とセットという話もあったが、その辺もできれば今後の検討課題としていけたら良いと思う。もう一つ、一般質問や代表質問を政策提言に結び付けるということについても、これも申し送りで課題となっているので、議論をしっかりしていきたい。

3点目のハラスメントだが、非常に重要な、今後取り組んでいって結論を出さなくてはいけないことだが、ただ、10月に国の指針が示されるのだと思うので、そこまでに決めるということではなくて、それも見ながら最終的に決めていく。10月はあくまで通過点であって、それ以降というのがバランス的には良いだろうと思う。おそらく執行部側も来年度から本格的に取り組むようである。これの大変なところは、議会の立場で、どこまでの範囲をハラスメントに入れていくのかが、まず出発点や切り口である。他市の条例で最近よく出ているのは、議員間とか議員と職員といった関係の条例が多いようだが、そうではなく広く市民も対象にしたものにしていくのか。三重県が罰則を含めたものを策定中であり、こういったところも大いに参考にしていくべきだと思う。まずは入り口のところでどういった範囲を議会でやっていくか、しっかり議論し、場合によっては別の特別委員会を設けるのか、それとも対象を絞り、この委員会の中でどうやっていくのか、その辺を見据えた上で見定めていきたいと思う。

○川神委員長

各委員の意見を伺った。

おおむね各委員が今考えている課題やスケジュール感に関しては、大きくは外れていないなという印象を持っている。

それでは、どのような方法で議論をしていくかだが、私は個人的にこの3点どれも最重要課題だと思う。できれば月に1回ぐらいのペースぐらいで特別委員会が進めていけば良いと思うが、開催頻度に関してはいかがか。

○笹田委員

開催頻度というのは内容によると思う。本当にやらないといけないとすると月に2回とか3回という場合もあるだろうし、資料を集め時間がかかると月に1回とかなるかもしれない。

○川神委員長

最低でも月に1回は議論の場を持つ。必要によってはそれ以上ということになる

と思うが、最低限1回は開催していくという方針でよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

日程は調整するが、そのような形にさせていただきたい。

定数に関しては、議論のスタートとして徐々に始めていきたいと思う。どういう切り口でいくのかも含めて、じっくり話しながらスタートもしていきたいと思う。議員定数と報酬との観点も大事である。任期折り返しの2年を目安に議論をする方針でいきたいと思うが、それはご理解いただけるか。

(「異議なし」という声あり)

一つの目標として、そういう形で進める。

2点目の検証に関しては、期間いっぱいをかけ、佐々木副委員長からもあったが、分かりやすい検証方法の文面等にして、各委員が共通認識として誰がどういう形で検証していくのかということを議会全体で取り組む必要がある。そのあたりの準備はしておきたいと思う。それができ次第、この作業に着手をしたい。

事務局から、少しこの資料も含めてコメントがあるか。

○濱見次長

前議会の議会改革推進特別委員会からの申し送りについて、資料を用意したが、今後、今特別委員会で検討していくことになる。申し送り事項は三つあり、そのうち二つ目の「市への要望提言等に対する対応状況の検証」を前特別委員会で素案まで作成したところである。

これは、議会基本条例に請願や陳情等についての事後の検証を行うとあるものの、できていない現状があるので、手順を定めてみてはどうか、との考えから始まっている。たたき台の1ページ目に対象を四つ挙げており、それぞれの検証手法が後に書いてある。この検証手法がかなり煮詰まり、出口が見えにくくなってしまったところがあり、結論が出ないまま次の特別委員会に申し送り、早急に議論してもらうことで終了した。だが、今特別委員会で議論するべき議員定数、申し送り、ハラスメントの三つを、並行して議論するのか、順番にするのか、優先順位は今特別委員会で考えていただきたいと思う。

○川神委員長

三つをどのように進めていくかという話である。3点目のハラスメントに関してだが、過去にも政治倫理条例に追加する議論があり、そのときは特別委員会設置せず議会運営委員会の中で行った経緯もある。

ハラスメントについてはさらに深く話をするが、市が行おうとしているカスタマーハラスメント防止に関する取組について、来年1月にその方向性などを伺いながら、当特別委員会と意見交換会ができるいかということを考えている。その際、議員間、職員と議員、そして市が取り組む職員と市民のカスハラ、これら対象者の違いを連携しながら包括的に進めることの是非、そういったことも含めて1月に意見交換をして、現状認識をするとともに、我々議会としてどうに取り組むべきなのかも併せて議論できる機会を設けたいと思っている。

このハラスメントに関して、改めて各委員のご意見を伺いたい。

○芦谷委員

先ほど川神委員長の話にあったように、政治倫理条例の中でのハラスメントを追加した。これが機能しているのか、議会の自浄作用として一度見る必要があると考える。

もう1点、浜風の郷が議会運営委員会で出された資料で、条例には、啓発・相談・教育・罰則型がある、とあるが、それらの違いを説明してほしい。

○笹田委員

共通認識を持っておかないと議論が進まないとと思う。ハラスメントのどんな条例を策定したいのか、どんな思いがあるのかについて共通認識を持ちたいと思う。我々会派として話したことを少し話させてもらう。先ほど政治倫理条例にもうたわれている話があったが、対象は議員のハラスメントである。我々は全市を網羅するハラスメント条例を考えている。

全国各自治体の条例を見ても、執行部側はカスハラ条例、議員側はパワハラ条例とで分かれた感じがある。我々が考えているのは、執行部はカスハラ条例をしっかりとやっていく一方、議員としても襟を正す上で、パワハラ、セクハラなどに特化したものを議論していく。その中で、その条例を一つにすれば、全市に網羅できるものになるのではないかと考えている。そのような進め方をぜひしてほしいと考えている。

罰則規定に関しては、三重県の県議会が罰則規定のあるハラスメント条例の制定する動きがあり、可能であれば、罰則規定も見込んでやるべきであると考えている。

市も議会も大変だと思うが、一方、市内の事業者からもたくさん話がある。顧客からカスハラを受けるとか、上司からパワハラを受けるといった話もあり、できれば、全市を網羅した、今全国どこにもないような、執行部側のカスハラ、議会側のパワハラ、セクハラの部分を合わせたようなハラスメント条例ができれば良いと思っている。

なので、早急に進める必要があるということと、執行部を交えた協議をしていく必要があることから、今の特別委員会とは別の特別委員会を設置した上で、そこで特化してやったほうが良いという考え方である。

○芦谷委員

私の考えは、同じ浜田市で市と議会のハラスメント条例があるより、市の条例に、議会として議会のことも規制する内容の提言をし、盛り込んでもらう方が分かりやすいと思っている。そのために、早めに議会の考える肝心なポイントを早く整理する必要がある。それから、先ほど言ったが議会側の自浄作用として政治倫理条例があるので、それが機能しているのかどうなのか検討が必要であると。

○笹田委員

提案の話が出たが、我々としては議員提案を考えている。執行部も含めた協議をし、検討状況によって市がカスハラを立て、議会がパワハラで立てても良いと思っているし、市がパワハラも合わせてやるつもりがあるなら、議会の考えを市に網羅してもらっても良い。条例が一つになる方が良いのは同じ考えだが、なぜ議員提案かとい

うと、議員提案はほぼ可決される。執行部はなかなかパワハラに関する条例は策定しにくいと思うが、議員側が提案するのであればやりやすいと考えると思う。市民からのカスハラについては、我々よりも執行部が得意とすると思う。なので、執行部との議論が必要かなと思っている。

○芦谷委員

理解した。ただ、市側と議員側と両方が策定するのは、かえって分かりにくいと考えているので、今後しっかりと勉強したい。

○足立委員

先ほど笹田委員が言われた内容を、会派の中で共通認識としている。議員だけではやるとなると労力を要するところが正直あるので、執行部と歩調を合わせながら、一緒になって条例提案をできたら一番良いと思っている。執行部の動きに合わせ、同じタイミングで議会側も動くことで、よりスムーズになると思い、ハラスメントについては特別委員会でも最優先で取り組みたいと会派の中でまとまった。

○今田委員

条例に盛り込むボリューム感や到達点が各委員で違うので、もう一つ特別委員会を設置する考えや、市の条例に議員が提言する考え方など、いろいろな意見があると思う。

議会と市と一緒にするとなれば、かなり重たい話になると思うので、単独で特別委員会を立ち上げるのが一番現実的であると思う。1月の意見交換で、議会の意見と市の意見を交わしてから、方向性を決めたら良いと考える。

○遠藤委員

説明を聞くと、議員定数適正化と議会活性化はどちらかといえばセットの感じがするが、ハラスメント防止は少し離れており、分けて協議した方がより深い議論となると感じた。また、ハラスメント防止はスピード感を持ってやらないといけないが、特別委員会が三つの項目を協議することはスピード感が失われる可能性があると感じた。先ほど笹田委員が説明した内容は非常に分かりやすく、これまで何となく漠然としていたものが、スッと自分の中に入ってきた。すばらしい案だと思うし、議員側が出すところに大きな意味があるのではないかと確信した次第である。

○西田清久委員

ハラスメントは受け取り側の考え方である。同じことでも人によって感じ方が違う。浜風の郷は最重要と考えているが、会派ごとに温度差もあるように見受けられる。確かにハラスメントに関しては重要である。市と議会と目的が異なるようなので、1月にしっかりと意見交換をし、それぞれの方向性の調整が必要であると考える。

○佐々木副委員長

各委員の意見を聞き、ハラスメントの良い条例を策定するという熱意を感じた。先ほども言ったが、出発点が大事で、1月の市との意見交換で、方向性を見定める必要があると思う。

○笹田委員

ハラスメント条例については、副議長の所信表明でも述べた。議長のときに、公にはしていないが、議員のパワハラやセクハラ事象について報告を受けていた。今回、このように各委員の認識が高まっており、議会主導で行うべきと強く思っている。

○川神委員長

ハラスメントについては重要であり、議会としても襟を正して取り組む必要があると共通認識できた。その中で、議会と市と歩調を合わせてやるのか、あくまで単独で議論するのか、という課題があった。先ほど話をしたが、1月に執行部の考えを聞いた上で、議会の方針をまとめ、もし一緒にできるのであれば、浜風の郷の包括的な条例も一つの案である。今後、スピードや委員会の回数から別の特別委員会の設置も一つの案である。また、今特別委員会で、議員定数や議会活性化の議論を後にしてハラスメントを先んじて議論するというのも一つの案である。

1月の意見交換を経て、今後の方針を決めたいと考えているがいかがか。

○笹田委員

1月の話に議会としての考えがないと意味がないと思う。議会としての方向性をもって、それについての執行部の反応を知りたい。そのために、浜風の郷の案で良いならば、カスハラは執行部でそれ以外は議会でという案を共通認識として、意見交換をしたいが、委員長に差配をお願いしたい。

○芦谷委員

市民の声で、複数の議員のパワハラがあると聞いています。そのような、市民の声を聴くアンケートや、市職員の意見を聴くアンケートをしてはどうかと思う。

○笹田委員

先ほど各委員に浜風の郷の案を配信した。アンケートは必要であると思っている。市もアンケートに係る費用を予算化すると聞いている。ただ、市のカスハラのアンケートを職員にするだけではなく、浜田商工会議所などと連携し、市内事業者の状況が聴けるよう、市に協力を得ることもできればと思う。議会は予算を持っていないので、市と協議しながら、我々の案も含んだアンケートを行うことが議論できればと考えている。

○川神委員長

アンケートについては、過去の議員定数の議論でも行っており、市民の意見を聴くことは重要である。市のハラスメントのアンケートの詳細は把握していないので、1月の意見交換会のときに議会の考えを盛り込んでもらうことも考える。また、その前段となる議会の共通認識を持つ必要があるが、市はハラスメント、議会は議員間または議員と職員のパワハラ、市全体が対象となるよう、別々の条例になるとしても融合したものとなる考え方を持っていることを、議会の共通認識として持ち、意見交換会に臨むということでよろしいか。

○笹田委員

確認だが、浜風の郷の案を議会の共通認識として、市との意見交換会を行うということで良いか。副委員長も言ったように、議会の共通認識がないと意味がないので

確認しておきたい。

○川神委員長

では、浜風の郷の案を骨子として、細部は詰める部分があるかもしれないが、これで意見交換会を行うことについて、各委員の意見を伺いたい。

○西田清久委員

基本的にはこれで良いとは思う。ただ、条例を策定したら最終的にハラスメントが減るのかどうか、条例ができたその先を考えないといけないと思う。結局ハラスメントは受け取り側の問題であって、今までハラスメントは日常茶飯事にあったわけだけが、ここ近年になってハラスメントがすごく注目されて、続々とハラスメントの種類が増えてきた。ただ、一番肝心なのは、ハラスメントをしている本人がハラスメントをしているかどうかを気付いていない。だから、ハラスメントを受けていると感じる人はハラスメントの防止が必要と考えるが、ハラスメントをしている側がハラスメントをしてないと思っているところが一番の問題である。相手がどんな思いでどれほど傷付くのか、思いやりも何もない人に、条例を策定したところで、自分はハラスメントをしていないと言い張る人に、結局何をしたらハラスメントはやめられるのか、そこが一番の肝心だと思う。

だから、ただ条例を策定すれば良いだけの問題ではないことは、私ははっきり言いたい。その先のことを入れ込むことが必要ではないか。執行部と話をする中で、本当になくすためのことを、もう一步先のことも考える必要があると思う。

○足立委員

西田委員の意見はまさにそのとおりだと思う。あくまでも今回うちの会派の案は、たたき台と思っていただいて良いと思うし、これから大きく骨格が変わらない限りこのような感じで進められたら一番良いという理想を提示したものである。各委員の思いや各会派の意見も当然あり、それらを落とし込んだ議会として良い形に、最終的には条例制定までいけたら良い、そして条例がスタートになれたら最も理想であるとの思いがある。

○笹田委員

西田委員に対してまさにそのとおりである。今議会では1年に1回ハラスメント研修をやっている。ハラスメントをしている議員が、ハラスメントを認識していないのが一番駄目だと思っている。なので、啓発も必要だし、そのための防止条例だと思っているので、まさにハラスメントをなくす、減らすのが目的だと思っている。

○佐々木委員

今度1月の市側との意見交換に当たり、この委員会としてどのような共通認識で臨むのかは非常に大事なことだと思う。

確認も含めてであるが、先ほどの笹田委員と足立委員から、今回市の条例の内容はまだ分からぬが、パワハラ、カスハラを含め、市民全体の救済も含めた広いものにする、これが特別委員会として目指すべきであるという提案があったと思う。

では、市にその考えがなくて職員のカスハラ防止までだとした場合は、この特別

委員会とは別の特別委員会を設置して議論するべき、という考えなのだと理解した。

仮に、市が全体を網羅した条例を策定するとした場合、その中に議会側の考えをどこまで入れ込んでもらうのか。市がどういう形で議論されるのか、業者委託されるのか分からぬが、そこに議会がしっかりと入り一緒にやるのか、それともパワハラの部分は議会だけでやるのか、どう思っているのか確認したい。

○笹田委員

執行部と協議しないと何とも言えないが、我々としてはそこを目指して協議するべきだと思っている。執行部の意向が我々と違っていたときにまた特別委員会で話して、方向性を変えるとか、最初からそっちの方向性だと考えるのではなく、そっちを目指す形で執行部との協議をしないと、私は意味がないと思っている。逆に執行部を議会側に動かすぐらいの気持ちで交渉していくべきだと思っている。そうしないと多分何もできないと思う。市はおそらく弁護士だとか法にたけた方々を招へいしていろいろ勉強すると思うので、そのときはぜひ我々も一緒に勉強させてもらった上で、より良い防止策ができれば良いと考えている。そこは、今あきらめず、議会として執行部としっかりと協議するべきだと考えている。

○佐々木副委員長

そうすると、先ほど言った前半の、パワハラ全体のものをあくまで特別委員会として市側に求め、我々も一緒に情報収集をしながら、必要な場合は一緒にあって議論をしてより良いものを目指す、そのような共通認識を持ったらどうかという考えであると認識した。

○川神委員長

確認だが、各委員のやり取りを聞き、基本的には、ハラスメントに関しては特別委員会の内部だけでやるのではなく、市側と一緒に全体の中でハラスメントを取り扱い、住みやすい社会を目指そうという姿勢や考えを持ち、意見交換会に臨むというような認識でよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では、その認識で意見交換会を行いたいと思う。

西田清久委員や笹田委員も言うように、あくまでも条例というのは、それ自体が完全な抑止力になるわけではない。条例を制定することにより議員や市民が認識を高めて、より相手を尊重し合うためのものであり、その後が特に大事であると思っている。ただ、条例に意味がないのではなく通過点であり、きちんとハラスメントの防止に取り組んでいきたいので、よろしくお願いする。

その他、何か意見や提案があるか。

○芦谷委員

政治倫理条例についてである。遵守する事項にハラスメントがあり、守られない場合は責任を求めるということで審査請求ができる。例えば弁護士などを含めた審査会の設置ができる。言いたいのは、今の政治倫理条例の規定はこのままで良いのか、

このまま検証しないでハラスメント条例で良いのかという検討はしておきたいと思う。現在は内部の自浄作用として機能してないと思っているので指摘しておく。

○川神委員長

政治倫理条例のハラスメント規定の機能について指摘があった。規定にあっても触れてこられなかったことの疑問であった。今回、ハラスメント防止の協議をする中で、政治倫理条例との整合性や、場合によっては条例の見直しも想定しながら進めていく必要があると認識した。

○佐々木副委員長

私も、芦谷委員が言った政治倫理条例との関係を、昨日の打合せの際に思った。これに似た意味の条例になるのかと思った。政治倫理条例にはハラスメントは触れる程度であり、一応、審査会の規定もありそれなりの意味があると思うが、今後のハラスメントの協議は、政治倫理条例に沿いながら、一緒に議論すべきタイミングが出る可能性も念頭に進めるべきであると思った。

○川神委員長

今後の方針に関して各委員から意見をいただいたので、最後に整理をしておく。

まず、議員定数に関しては、議論のスタートとして、まずはどのような着眼点や論点でこの問題に取り組むのかという点から徐々に始めていきたい。できれば任期の折り返しとなる2年を目安に議論をしていく。

2点目の議会活性化については、期間一杯行う必要がある。分かりやすい検証方法や文書等を作成し、誰がどういう形で検証していくのかという共通認識を持って、議会全体で取り組む必要がある。そのための準備ができ次第、作業に着手する。

3点目のハラスメントの防止については、カスタマーハラスメントは執行部が扱い、パワーハラスメントなどは議会が主導するという方向性について、浜風の郷から話があった。市民の幸せのためにこの問題を重く受け止め、できれば執行部と連携を取りながら、条例制定に向けて議会の意思も尊重してもらいつつ進めていきたいと考えている。そのような思いを持って、今後の執行部との意見交換会に臨むこととする。その結果、仮に執行部が消極的であるなど、先が見えないような話になった場合には、議会独自という選択肢も含めて検討しなければならない。また、先ほど芦谷委員からあった政治倫理条例の規定との整合性も調整していく必要がある。これらの考えを持って、できれば1月中に執行部との意見交換会を行いたい。

以上、とりあえずの方針として決定したいと思うが、これでご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

当然、状況によって変化する場合もあるが、基本的な姿勢について特別委員会の委員の共通認識として進めたい。よろしくお願ひする。

2 その他

○川神委員長

委員から何かあるか。

○笹田委員

最初に言ったが、議会運営委員会で議会基本条例の見直しの検討が始まっている、現在実行できていない部分の検討を、特別委員会に振られる可能性がある。その場合、しっかり議論を行いたい。

○川神委員長

その件が振られた場合、特別委員会の中で議論していかなければいけない。各委員もそのつもりでお願いする。

それ以外はないか。

(「なし」という声あり)

一応、来年1月に執行部との意見交換会を設定したいと思う。方法として、特別委員会の中で意見を交換する方法と、意見交換会として特別委員会とは別にやる方法があると思うが、事務局はいかがか。

○下間局長

意見交換について、特別委員会の中で執行部の現状を聞くことで良いと思う。ただし、執行部が参加する時間は決めておき、話を聞いたら退席してもらい、後は委員だけでハラスメントについて協議するなり次の議題に進むと良いと思う。

○川神委員長

私のイメージは、執行部が仮に30分で説明をしたら、その後30分ぐらいは委員との意見交換会を行い、合わせて1時間は取りたい。その後、内容を踏まえて今後の方針を委員間で議論する時間を取り、合計2時間ぐらいと思っている。

こちらの希望する日程で執行部が調整できるのか、日程が変わる可能性もあるが、一応候補日を挙げ、事務局で調整をお願いできるか。

○下間局長

執行部に日時を提示して決めたいと思うので、三つぐらい案を出していただきたい。

(日程調整中)

○川神委員長

それでは、1月16日金曜日の13時30分、19日月曜日の10時からと1時半、計3つの案で執行部との意見交換会を調整することによろしいか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、次の特別委員会の日程はこの調整で開催するので、決まり次第各委員に連絡する。最後に意見はないか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上で第2回議員定数等議会活性化特別委員会を終了する。

[14 時 41 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議員定数等議会活性化特別委員会委員長 川 神 裕 司